

○かほく市有料広告掲載基準

平成26年3月28日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市有料広告掲載要綱（平成26年かほく市告示第28号。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき広告の基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
 - (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定するくじ引に係るものを除く。
 - (4) エステティックサロン、アロマセラピー等の法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (5) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等の利殖を目的とした投資又は投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (6) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
 - (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
 - (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (9) 市税の滞納がある事業者
 - (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団による威圧又は暴力団員の利用等をしている事業者及び暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している事業者
 - (11) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種又は事業者
- (掲載しない広告の内容)

第3条 要綱第3条第2項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

- イ 法令等に基づき必要とされる許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨なもの、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがあるもの
 - ウ 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 社会的な問題についての主義主張に当たるもの
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 誇大又は虚偽であるもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ア 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、他との調和を損なうおそれがあるもの
 - イ 品位を損なう表現のもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育内容に反する等学校教育活動に支障を来すおそれがあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
- (9) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの
 - ア 客観的に責任の所在が明らかでないもの

- (10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 個人又は法人の名称、所在地又は連絡先のみでの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これらに類するあいさつを目的とするもの
 - ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する労働者の募集に係るもの
 - エ 特定の業者に不利益を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - オ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、若しくは著作権等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - カ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービス等について推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - キ 債権取立て、示談引受け等を表現しているもの
 - ク 加重債務又は多重債務を助長するもの又はそのおそれがあるもの
 - ケ 投機心又は射幸心を著しくあおるもの
 - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与えるおそれがあるもの
 - サ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるものその他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
 - シ その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある内容又は表現を含むもの

(ホームページに関する基準)

第4条 市のホームページへの広告に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先のホームページの内容についても前2条に掲げる基準を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、複数のジャンルを紹介しているものの広告は、掲載しない。

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前3条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告内容に修正をすべき箇所がある場合は、広告掲載希望者に対して修正を求めることができる。

- 2 広告掲載希望者は、前項の規定により広告内容の修正を求められた場合は、必要な修正を行い、再度市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。